

比治山女子高等学校及び比治山大学・比治山大学短期大学部の 教育連携に関する協定書

比治山女子高等学校（以下「高校」という。）及び比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「大学」という。）は、相互の教育交流を通じ、高校生の視野を広げ、進路に対する意識及び学習意欲を高めるとともに、高校及び大学が育成する人材像及び教育内容への理解を深め、かつ、高校教育及び大学教育の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 1 高校及び大学は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。

（連携事業）

- 2 教育連携に関する事業内容は次のとおりとする。
 - (1) 大学の授業科目への特別聴講生又は科目等履修生の受入れ
 - (2) 大学の各種公開講座への聴講生の受入れ及び大学施設を利用した模擬授業
 - (3) 大学教員による高校での出張授業
 - (4) 教育についての情報交換及び交流
 - (5) その他、双方が協議し、同意した事項

（高大連携推進会議）

- 3 前項の事業を円滑に進めるため、高大連携推進会議を設置し、その事務局を大学に置く。

（有効期間）

- 4 本協定は、協定締結の日から発効し、平成31年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

- 5 本協定に定める事項を変更しようとするとき又は、本協定に定めのない事項については、双方で協議のうえ定めるものとする。

（守秘義務）

- 6 高校及び大学は、この協定に基づき知り得た秘密事項について、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

この協定書は2通作成し，両者署名捺印の上，各1通を保有する。

平成30年9月26日

比治山女子高等学校 校長
好村 孝則

比治山大学・比治山大学短期大学部 学長
石井 眞治

比治山女子高等学校及び比治山大学・比治山大学短期大学部の
教育連携に関する覚書

比治山女子高等学校及び比治山大学・比治山大学短期大学部の教育連携に関する協定書
第3項に定める高大連携推進会議については、次のとおりとする。

(組織)

1 高大連携推進会議は、次の各号に定める者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 学長
- (3) 副校長
- (4) 副学長
- (5) 中高事務局長
- (6) 大学事務局長
- (7) その他校長又は学長が指名した者

(会議の開催)

2 高大連携推進会議は、毎年度2回以上開催するものとする。

平成30年9月26日

比治山女子高等学校 校長
好村 孝則

比治山大学・比治山大学短期大学部 学長
石井 眞治